

## 6. 動産物権変動

Date

/

Date

/

Date

/



即時取得に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。なお、占有を始めたCは、平穩かつ公然とその占有を始めたものとする。

ア AがBに自己の所有する絵画を寄託していたところ、Bが債務超過に陥ったため、その絵画はBの所有物として強制競売にかけられ、Cがこれを競落した。Cがその絵画をBの所有物だと過失なく信じていた場合、Cは、絵画の所有権を取得する。

イ AがBに自己の所有する登録された自動車を賃貸していたところ、Bは、それを自己の物であると偽って、Cに売却し、現実に引き渡した。Cがその自動車をBの所有物だと過失なく信じていた場合、Cは、自動車の所有権を取得する。

ウ AがBに自己の所有する機械を賃貸していたところ、Bは、それを自己の物であると偽ってCに売却したが、売却後も引き続きBがCのために機械を占有していた。Cがその機械をBの所有物だと過失なく信じていた場合、Cは、機械の所有権を取得する。

エ 未成年者AがCに自己の所有する骨董品を売却したところ、Aの法定代理人Bが、当該売買契約はBの同意を得ずになされたものであるとして、その売買契約を取り消す旨の意思表示をした。契約時において、Cが、Bの同意は得られているものと過失なく信じていた場合、Cは、骨董品の所有権を取得する。

オ AがBに自己の所有する時計を寄託していたところ、Bは、それを自己の物であると偽って、Cに対し質権を設定し、現実に引き渡した。Cがその時計をBの所有物だと過失なく信じていた場合、Cは、時計に設定された質権を取得する。

- 1 ア・イ 2 ア・オ 3 イ・エ 4 ウ・エ 5 ウ・オ

正解  
2

## 6. 動産物権変動「即時取得」

取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する（即時取得 民法192条）。

### ア 妥当である

即時取得が成立するためには、「取引行為」により動産を取得したことが必要となる。競売も取引行為の一種であるから、判例は、執行債務者の所有に属しない動産が強制競売に付された場合は、即時取得が成立し得るとした（最判昭42.5.30）。

### イ 妥当でない

即時取得の対象は「動産」に限られる。判例は、道路運送車両法の登録を受けている自動車については、その登録が所有権の得喪等の公示方法とされているため、即時取得の規定の適用はないとした（最判昭62.4.24）。なお、道路運送車両法による登録を受けていない自動車については、即時取得の対象になるものとされている（最判昭45.12.4）。

### ウ 妥当でない

即時取得が成立するためには、「占有を始めた」ことが必要となるが、本記述において、譲受人Cは、現実の引渡しではなく、占有改定（民法183条）の方法によって引渡しを受けている。判例は、即時取得により所有権を取得するためには、一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるような占有を取得することが必要であり、そのような変更のない占有改定の方法による取得では足りないとして、占有改定による即時取得を否定した（最判昭35.2.11）。

## エ 妥当でない

即時取得が成立するための「取引行為」は、有効なものでなければならず、無効・取消原因がある場合は、その各規定によって処理されることになる。例えば、制限行為能力者（民法5条、9条、13条、17条参照）や無権代理人（同法113条参照）から動産の引渡しを受けた場合には、法律行為の取消し・無効の問題となり、即時取得の規定は適用されない。

## オ 妥当である

即時取得をした者は、動産上に「行使する権利」を取得する。これは、当該取引において外形上取得する権利が正当とされることをいい、所有権だけでなく質権についても取得が認められる。

以上により、妥当なものの組合せは肢2であり、正解は**2**となる。